

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付要綱

（ 令和 5 年 3 月 3 0 日 ）
（ 告 示 第 4 8 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この告示は、近年増加傾向にある高齢運転者の車両等による交通事故を減少させ、町内における交通事故件数の減少を図るため、自動車等の運転免許証を自主返納した高齢者に対し、予算の範囲内において小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和 5 0 年小川町規則第 3 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者のうち、小川町駅を発着とする路線を運行するものをいう。
- (2) 運転免許証 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 9 2 条第 1 項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (3) 免許失効 法第 1 0 5 条第 1 項の規定により、免許の交付を受けた者が免許証の更新を受けなかったときにその効力を失うことをいう。
- (4) 自主返納 法第 1 0 4 条の 4 第 1 項の規定により、公安委員会に対して全ての免許の取消しを申請することをいう。
- (5) 定期券 バス事業者が販売する定期乗車券をいう。
- (6) 運転経歴証明書 法第 1 0 4 条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書をいう。
- (7) 運転免許取消通知書 道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 3 0 条の 9 第 4 項の規定により、公安委員会が交付する通知書をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日以後に運転免許証を自主返納し、又は免許失効した者で、運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の交付を受けた 7 0 歳以上のもの

(2) 令和5年4月1日以後に小川町の住民基本台帳に記録されている者で、運転免許証を自主返納し、又は免許失効した後に定期券を購入したもの

(補助額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が運転免許を自主返納した日又は免許失効した日から1年間に購入した定期券の購入金額の3分の1以内の額（1,000円未満は切り捨てる。）とし、5,000円を上限とする。

(交付制限)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、1人につき1回を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、会計年度において町長が定める額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の写し

(2) 購入した定期券の写し

(3) 支払金口座振替依頼書

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による交付申請は先着順で受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算額に達した場合は、受付を終了するものとする。

(申請期間)

第7条 前条に規定する交付申請は、毎年度3月1日から3月15日の期間に行うものとする。

2 前項に規定する申請期間後に補助対象者となった者については、翌年度の申請とする。

(交付決定等)

第8条 町長は、第6条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとき認めるときは小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、補助金の交付に当たっては、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が指定する交付決定者の名義の金融機関の口座に1月以内に補助金を振り込むものとする。

(交付取消し)

第10条 町長は、交付決定者が虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、補助金交付取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、町長は、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 交付決定者が前項の規定により町長から補助金の返還を求められたときは、当該補助金額を定められた期限までに町に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

小川町長 宛て

申請者 住 所
氏 名
連絡先

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付申請書

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 申請者生年月日 年 月 日
(申請日時点 満 歳)
- 2 自主返納日 年 月 日
(免許失効日)
- 3 添付書類
 - (1) 運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の写し
 - (2) 購入した定期券の写し
 - (3) 支払金口座振替依頼書
 - (4) その他町長が必要と認める書類

受付番号 No. _____

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町長



小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金については、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 振込先
- 3 振込日

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町長



小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金は、次のとおり交付をしないことを決定したので通知します。

記

1 不交付決定理由

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町長



補助金交付取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定を行った小川町高齢者自動車等運転免許
自主返納促進補助金について、次のとおり交付金交付決定の取消しを通知する。

なお、返還金については、年 月 日までに納付してください。

1 交付決定額 円

2 返 還 金 円